

広島県訓令第三号

本 庁
地 方
機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十五日

湯 崎 英 彦
広島県知事

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	(略)	(略)	(略)	(略)
46・47	(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45	(略)	(略)	(略)	(略)
46	副知事印	広島県副知事	〃	総務局総務課
47	〃	〃	〃	東京事務所
48・49	(略)	(略)	(略)	(略)
50	危機管理監印	広島県危機管理監	方 24	危機管理監 危機管理課
51	局長印	広島県局長	〃	総務局総務課
52	〃	〃	〃	東京事務所
53	経営戦略審議官印	広島県経営戦略審議官	〃	総務局経営企画チーム
54	都市建築技術審議官印	広島県都市建築技術審議官	〃	土木建築局 都市計画課
55	部長印	広島県部長	〃	総務局総務課
56	総括官印	広島県総括官	方 24	〃
57	課長印	広島県課長	方 27	会計管理部 総務事務課

<u>48-200</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>58</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>方 23</u>	<u>総務局総務課</u>
<u>59-211</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。